

清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会設置要綱

(目的及び名称)

第 1 条 「清流の国ぎふづくり」推進の一環として、水質悪化や悪臭など環境問題の発生している大江川において、浄化に向けた取り組みを実施するため、清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 大江川の浄化に向けた取り組みに関すること。
- (2) その他前条の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、座長及び委員（以下、「委員」という。）をもって組織する。

2 委員は別記 1 に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 協議会は、座長が必要と認めた場合に開催する。

2 協議会の議長は、座長が行う。

3 協議会は、円滑な協議を行うため、必要に応じ、大江川及び揖斐川の沿川流域市町の利害関係者等の意見を聞く。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、岐阜県県土整備部河川課において処理し、岐阜県大垣土木事務所は、これに協力するものとする。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 23 年 9 月 6 日から施行する。

別記1（委員）

区 分	氏名、役職等
学識経験者	◎水野瑞夫（岐阜薬科大学名誉教授／自然学総合研究所最高顧問） 李富生（岐阜大学教授（水質関係））
国・自治体関係者等	海津市長 森正弘岐阜県議会議員／高須輪中土地改良区理事長 高須輪中土地改良区事務局長 中部地方整備局河川部河川環境課長 中部地方整備局木曾川上流河川事務所長 中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 東海農政局整備部水利整備課長 岐阜県県土整備部長 岐阜県農政部次長（技術） 岐阜県西濃振興局副局長 岐阜県大垣土木事務所長 岐阜県河川環境研究所長

◎は座長